

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

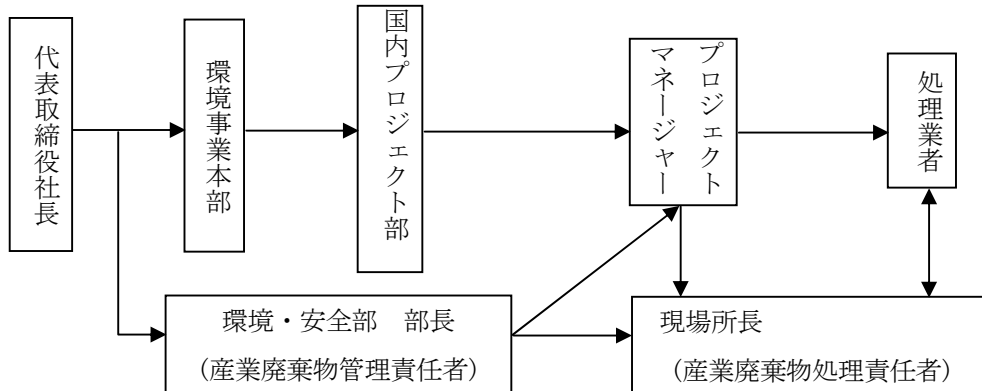
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成27年 6月11日	
大分県知事	殿
提出者	
住 所 大阪府大阪市住之江区南港北1-7-89	
氏 名 日立造船株式会社 谷所 敬	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6569-0145	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	藤ヶ谷清掃センター更新事業
事業場の所在地	別府市大字平道字藤ヶ谷次333の3
計画期間	平成27年4月1日～平成27年5月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06総合工事業
② 事業の規模	当該年度建設工事費 約708,000千円
③ 従業員数	平均20名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事 がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 木くず →再生処理業者に委託して燃料化 ・付帯工事 木くず・廃プラスチック→再生処理業者に委託して燃料化 ・舗装工事 がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成26年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類以外
	排 出 量	6858.74 t	212.4 t
	(これまでに実施した取組) ・粉砕機を搬入し敷地内で使用可能な範囲でがれき類の自ら利用を行なった。 ・既存焼却施設の解体工事のため、発生量の抑制は出来ない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類以外
	排 出 量	290.0 t	7.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・既存焼却施設の解体工事のため、発生量の抑制は出来ない。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、木くず、廃プラスチック、石膏ボード、廃プラスチック(塩化ビニル)石綿材料に分別し混在しないように集積。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチックは燃料化できるように分別をする。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成26年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類以外
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	4,440 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) ・敷地内において利用可能な量を算出し、機材を設置して粉砕し再生砕石として利用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類以外
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・再利用が完了した為、実施は予定していない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成26年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類以外
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) ・解体工事のため特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類以外
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・敷地内に設置するスペースが無いため特に計画していない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（平成26年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類以外
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類以外
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成26年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類以外
	全処理委託量	6,858.74 t	212.14 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	再生利用業者への処理委託量	6,122.55 t	2.36 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	27.18 t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を行っている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類以外
	全処理委託量	290.0 t	7.0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	再生利用業者への 処理委託量	290.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	7.0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物については全量を再資源化または燃料化出来る委託先と書面による契約を行う。 ・ 定期的に処理内容を確認する。 		
※事務処理欄			